

アメリカ高等教育における転編入学生の単位移動プロセス

The Credit Transfer Process

ジェリー・サリヴァン／訳：吉川裕美子

Jerry SULLIVAN / Translated by YOSHIKAWA Yumiko

1. アメリカ高等教育の歴史的概要	113
1.1 高等教育の草創と発展：17世紀～19世紀	113
1.2 産業時代の幕開け：19世紀中葉	114
1.3 高等教育の大衆化：20世紀	115
1.4 教育の質の追求－履修単位時間と適格認定	116
2. 単位の移動プロセス	117
2.1 学生移動の背景	117
2.2 単位の移動プロセス	117
2.3 単位の移動実践－AACRAOの参照ガイド	118
3. 単位の認定方法	118
3.1 受け入れ機関が考慮すべき問題	119
3.2 アメリカの適格認定の変容	119
3.3 転編入学協定	120
3.4 課程学習の比較可能性	121
3.5 州の役割	121
3.6 転編入学と単位の付与に関する共同声明	122
4. 単位の移動プロセスによる効果	123
ABSTRACT	124

アメリカ高等教育における転編入学生の単位移動プロセス

ジェリー・サリヴァン*, 訳: 吉川裕美子**

要 旨

アメリカでは毎年、数千万人の学生が中等後教育機関間を移動している。こうした転編入学は既修得単位の移動を伴い、そのプロセスは転編入学生が卒業までに要する費用と時間に影響を及ぼす。それゆえ転編入学のプロセスには、中等後教育機関、州政府、適格認定機関の各々が重大な役割を果たしている。受け入れ機関は既修得単位の同等性を判断し、自ら提供する課程の単位として認定できるか否かを決定する。州は法規をつうじて、転編入学のプロセスに作用する。適格認定機関は、単位の移動に関する一般的な指針を定めている。

本稿では、アメリカの中等後教育機関が転編入学生の既修得単位をどのような方法で認定し、州政府および適格認定機関は単位の移動プロセスをどのように助長しているかについて考察する。

キーワード

アメリカ高等教育, 転編入学, 単位移動 (credit transfer), 単位認定, 適格認定 (アクレディテーション)

1. アメリカ高等教育の歴史的概要

本稿は、アメリカ高等教育における転編入学とそれに伴う単位 (credit) の認定を主題とするものである。だが、アメリカ高等教育の沿革を概観することから始めることにしたい。これから論じる内容は、アメリカの文化的背景に関わっているからである。

1.1 高等教育の草創と発展: 17世紀~19世紀 創設期

17世紀に英国人入植者たちが北アメリカ沿岸に上陸してから間もなく、アメリカで最初の2校となる高等教育機関が設立された。1636年創設のハーヴァード (Harvard) と、少し遅れてジェームズタウンに程近い場所に創設され、400周年を迎えようとしているウィリアム・アンド・メアリ (William and Mary) である (ジェームズタウンはヴァージニア州ジェームズ川沿いにあった村で、1607年に英国人がアメリカで最初に定住した地: 訳者注)。トーマ

ス・ジェファースン (Thomas Jefferson 米国第3代大統領: 訳者注) がここウィリアム・アンド・メアリで学んだことに言及しておきたい。

続く18世紀には、さらに7校が設立された。その大多数は、今でもアメリカで最も優れた高等教育機関に数えられている。ハーヴァードのほかにイエール、プリンストン、ダートマス、そしてアメリカのアイヴィーリーグをご存知であれば、そこに連なる大学名が加わった (Ivy League: 米国北東部の名門8大学。Harvard, Yale, Pennsylvania, Princeton, Columbia, Brown, Dartmouth, Cornell を含み、このうちコーネル大学のみ19世紀設立: 訳者注)。

こうした高等教育機関に入学を許された学生たちは、個人教授をつけ、古典語 (the classics) の準備をすることが求められていた。学生たちはラテン語とギリシア語の読み書きができ、古代ギリシアおよび古代ローマの哲学者と歴史家の論法を理解していた。それを基礎として、彼らは学業に励んだのである。学生たちは法曹、医師、聖職者といった、知的職業 (learned professions) とし

* 全米学籍登録担当・アドミッションオフィサー協会 (AACRAO) 事務局長

** 大学評価・学位授与機構 学位審査研究部 教授

て今日知られるきわめて狭い範囲の職業に向けて養成された。その時代には彼らの大部分は聖職者、すなわち北米大陸のキリスト教 (Christianity) の聖職者であった。

北西部領地条例

18世紀が終わりに近づき、アメリカ独立戦争 (Revolutionary War, 1775~83年) が終結した直後の1787年に、合衆国憲法 (Constitution of the United States) に先立ち、旧13植民地を統合した時に第一位の法律であった連合規約 (Articles of Confederation) の下で、いわゆる「北西部領地条例」 (Northwest Ordinance) が制定された。アレゲーニー山脈 (Allegheny Mountains) を越え、ミシシッピ川に向かって西に人口が動き始めたことから、将来の新しい州 (準州) の創立について規定するためである。その際に、教育がどのように提供されるかについて考えることは重要であった。北西部領地条例は特定の公有地を確保しておくことを定め、後にその公有地は売却することができ、そこから得られた資金によって、連邦に加入した新しい州の各々に州立大学 (state university) を設立する資力が提供された。この法律は合衆国憲法に受け継がれ、次第に州が西に移動し組織されていく時に存続したことは興味深い。

19世紀初頭には、「大覚醒」 (Great Awakening) として知られる社会運動が起こった。それは宗教運動であった。その中で当時のアメリカ全体にわたって、小規模だが独立した一連のカレッジを設ける要望が生じ、現実のものとなった。ただし、これらの小さな学校が、質 (quality) を伴っていたとは言いがたい。たいていは古典の訓練より宗教の訓練を受けたと思われる一人ないし二人の教授によって構成されていた。しかしそうした学校は繁盛し、多数設立された。オハイオ、インディアナ、イリノイ、テネシーといった州に今日、足を踏み入れるならば、そこには約200年前のこうした運動の遺物である小規模な私立の学校が数多く存在している。今では、その宗教的な出自とほとんど関係をもっていないが、創立時の特別な宗教上の動機にさかのぼる、ある種の強い独立の観念を手放してはいない。これは心に留めておくべき重要な点であろう。というのは、いくらそこに文化的基盤が見出されるからだ。北西部領地条

例の下で設立された機関として、これらの学校は中央政府ではなく州によって管理される方法で設立された。独立戦争が中央集権的な政府への反対に基づいていたことによる。その文化的事実は、今日こうした問題に対処するやり方にも影響を与えている。

1.2 産業時代の幕開け :19世紀中葉

モリル土地供与法

19世紀半ばにモリル土地供与法 (Morrill Land Grant Act) が可決された。これに関わる背景には、興味をそそられる話がある。第一に、モリルはヴァーモント州出身の議員であった (下院議員、のち上院議員: 訳者注)。第二に、モリル法は南北戦争 (American Civil War, 1861~65年) のただ中の暗黒の時代に通過した。1862年は北部諸州が主要ないくつかの勝利を収める前であり、南北戦争がどのように決着をみるか、つまり二つの国に分かれるか、それとも一つの連合国家としてとどまるのかが、まさに議論されていた時であった。より多くの大学を設立するために、議会 (Congress) によって可決されたこのモリル法は、その意味では楽観論の法律であり、後にわれわれは実際にその方向に進むことになった。

モリル土地供与法に関する別の面白い事実は、それがアメリカの政治家と大学の経営者との間で討論の頂点に達したということである。大学は法曹、医師および聖職者を養成するという目的のもと、この古典的な準備教育に依然として拘束されていた。時代はまさに産業革命が進み始めたときであり、機械工 (mechanics)、技術者 (engineers)、さらに農学の訓練を受けた者が大いに必要とされていた。ところが大学は、こうした新しい人材を育てるという問題を引き受けようとしなかった。そこで議会は次のように発言した。「では、あなたがたがそうすることを望まないのであれば、それを引き受ける一連の新たな高等教育機関を創設することとしよう。強情を貫くなら、物事には対処されうる方法があるということを示す、これは高等教育関係者すべてに対するメッセージである」と。こうしてこの法案は1862年に通過し、再び1890年に可決された。1890年に再度可決された理由は、南北戦争の反乱の側にあったがゆえにモリル法から除外されていた南部諸州を認めるため

ある。結果として、モリル土地供与法は南部諸州には1890年代に導入されることになった。

1.3 高等教育の大衆化：20世紀

GI Bill (復員兵援護法)

上述のような経緯により20世紀の高等教育の基礎が築かれたのであるが、アメリカの高等教育に属する機関に1900年に通っていた学生数は約20万人であった。第一次世界大戦が終わり、20世紀初めの数十年間にヨーロッパから軍隊が帰還した。そうした急な変化の中で労働市場に押し込まれた帰還兵たちは仕事を得ることができず、またその結果として不景気に陥った。第二次世界大戦が終わった時に、政治家たちは先の大戦と同じ結果を招かないように、一般に「GI Bill (of Rights)」(復員兵援護法)として知られている法律を設けた。これはすべての復員軍人に、本質的には無償の高等教育を、言い換えれば実は職業教育を提供するものであった。これがアメリカの高等教育大衆化(mass higher education)の引き金となったのである。GI Billと、この法律がアメリカ高等教育にどのような変化をもたらしたかについて語るならば、それだけでシンポジウムのすべての時間を費やしてしまうことになる。

貧困との戦い

こうした状況は、ともかく1963年になるまで続いた。この年に、アメリカの人口の3分の1が経済的に危機に瀕し、かつ取り残されていることを示す一連の報告書が公表された。そこで認識されたのは、人々が満足した生活を送り、非常に忍耐力を要するこの国の経済に関与するには、何らかの形の中等後教育(post-secondary education)を受ける必要がある、ということであった。当時はリンドン・ベインズ・ジョンソン(Lyndon Baines Johnson：第36代米国大統領：訳者注)が大統領の座につき、「貧困との戦い」(War on Poverty)として知られる一連の立法行為が引き起こされた時期にあたる。そこから「学生財政支援」(Student Financial Aid)と呼ばれる、高等教育に対する項(section)が設けられた。これは、低所得の家庭の子どもたちが高等教育に進学し、その授業料を支払う助けとなったと考えられる。

ここで重要な点は、この学生財政支援によって

連邦政府が初めて、国の中で高等教育がどのように運営されるかに干渉するきっかけ以上のものを手に入れたということである。それより以前に連邦政府が教育に関してなしたことと言えば、北西部領地条例とモリル土地供与法だけであった。たしかに両者は、かなり意味のある方法で個々の学生に関係していた。ところが不意に今日、連邦政府がアメリカの中等後教育にきわめて正当な役割を有するという、今までにない事態が起こり始めていることに注意を喚起しておきたい。この点については後述する。

1963年以前には、合衆国憲法の中に明確に言及されていないすべての権限は、州(the States)に留保されるという条項(修正第十条：訳者注)が適用されていた。教育は合衆国憲法の中に言及されていない。つまり、連邦政府は教育に何ら役割を果たさないことが、アメリカの首位にたつ基本法に謳われていたことになる。しかし1963年の法律によって、高等教育を実際に規制する機会が生まれた。というのは、在学生をつうじて、高等教育機関にとっては重要な意味をもつ財政支援を連邦が提供し始めたからである。こうして1963年の法は、連邦の介入に対する法的基盤を創り出した。

大衆化と新しい教育形態

以上のように、世紀の変わり目の1900年に20万人だった学生数は、2007年には1600万人に達している。20世紀が大いなる拡大の時期であったことは、誰の目にも明らかであろう。その拡大のかなりの部分は復員兵援護法(GI Bill)、それから貧困との戦いにもとづく法律によるものだが、そればかりでなく、まさに社会の変化と高等教育需要もその起因となった。

いまや高等教育には新しい形態が生まれている。営利機関(for-profit institution)と遠隔教育(distance education)である。営利機関は、アメリカでは相応な数で出現し始めており、これまでもすでに複雑だった高等教育の全体像を、さらに複雑にしている。営利機関にとって教育を提供するという動機は、非営利(non-profit)機関とも公立(public)機関とも異なっているからである。

1.4 教育の質の追求—履修単位時間と適格認定 履修単位時間

ここで少し前に戻り、19世紀中葉にさかのぼって「質」(quality)の問題に触れておきたい。南北戦争が終結した直後に、アメリカではハイスクール (high school)、すなわち中等学校の第9学年から第12学年までが相当の規模で拡大した。しかし、その質はまちまちであった。それゆえ高等教育に進学してくる者の中で、誰が中等後教育を受けるにふさわしい十分な準備ができているかを判断する手掛かりをつかむ目的で、中等学校で実施されている教育を測る制度が作り出された。それが履修単位時間 (credit hour) である。1履修単位時間はすべて等しく、1時間の授業時間 (1 hour class time) と2時間の授業外予習時間 (2 hours out-of class preparatory time) であると解釈すべきものとされた。つまり1履修単位時間は、合わせて3時間の学習時間となる。

この履修単位時間は、ハイスクールないし中等学校で実施される教育を評価する、初期段階の、かなり単純な方法であった。しかし中等学校に採用されてから30年ほど経った頃には、大学でも同じ制度が取り入れられ、高等教育機関で何が行なわれているかを記述する試みが始まった。それは、選択科目 (elective course) を提供するという計画を吟味してみるためであった。このときまで学生は、定められたカリキュラムを履修するだけだったのである。学生たちは教育課程を履修したが、それは必ずしも個人別の課程となっていなかった。法曹職に就くかもしれない学生、エンジニアになるかもしれない学生、あるいは単に自ら教育の幅を広げるために社会学の科目を履修したいと考える学生に、それぞれ機会を与えることができるように、選択科目が設けられた。履修単位時間というシステムが採用されたのは、選択科目の量を測り、それらを見失わないようにするためである。このシステムは、言うまでもなく現在においてより一層活用されている。

地域の適格認定

20世紀の初頭に、さらに質に対する要求が再び生じたことから、適格認定 (accreditation, アクレディテーション) がアメリカに確立された。当初は、自分たちが授与する成績証明書 (credentials)

と学位 (degrees) の価値を守りたい、との同じ思いを抱いて集まった機関ないし学校グループの自発的な取り組みであり、いかなる種類の政府の介入もなかった。学校が自ら有するものを守ろうとして、行なっていたにすぎない。彼らは基準 (standards) を定め、この「適格認定クラブ」の一員であり続けるために、その基準を厳守することに同意した。適格認定は、このように強制的ではなく自発的に行なわれ、政府のプロセスでなくピア・レビュー (peer review, 同僚評価) のプロセスであった。今日、「地域の」(regional) 適格認定を行なう組織が6つあり、質が高いという点で多くの人々の意見は一致している。概して、大学の学長 (university president) が最も得心し心地よく感じるのは、地域の適格認定である。

全国的な適格認定

一方、アメリカには「全国的な」(national) 適格認定も存在する。それは多種多様な形で現われている。最初は法学、医学、工学といった専門職の適格認定団体 (professional accreditor) であったが、それ以外のものも多くなっていった。これらは高等教育機関を対象とするのではなく、分野別、専門職別に組織されたために、十分に受け入れられなかった。また、専門職協会 (professional societies) と適格認定団体 (accrediting bodies) が要求するものの中に、さらに大学の学長が負担しても差し支えないと考えるものの中に、意見の相違が生じるようになった。質の追求と資源との間には、一定の均衡がはかられるのが常である。費用を工面できる範囲で、質を見出さなければならぬ。そのために緊張が生じるようになった。しかも全国的な適格認定には、職業学校 (trade school) を中心に生まれた、一群の適格認定団体が含まれていた。それらは電気技師、電気工、配管工、大工などの少なからぬ職業に掛かり合いをもつ人々のグループであって、ふつうは高等教育と関係していなかった。このような全国的な適格認定は、今日では多くの営利機関を取り込む方向で展開しており、かなりの数が存在している。

そのうえアメリカには、営利機関だけを対象とする全国的な適格認定団体がある。これは見る人の立場によるのだが、営利機関は地域の適格認定団体から適格認定を得ることができないので、そ

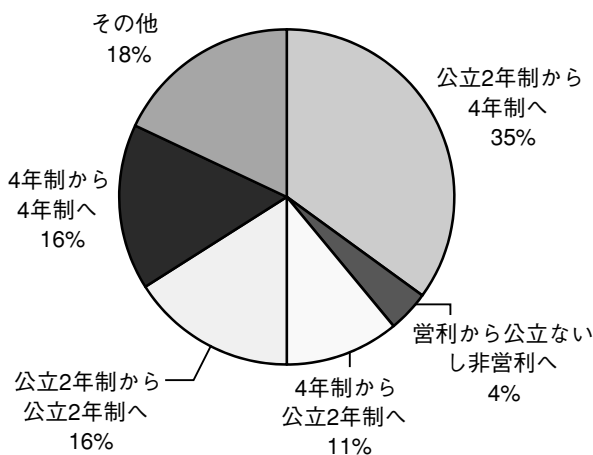
のためだけに存在しているのだという者もいる。それは当たっているかもしれないし、当たっていないかもしれない。いずれにせよ、本稿の主題からは外れた問題である。上述した内容がアメリカの高等教育についていくらか共通基盤を与えたであろうことを期待して、本題に入ることにしたい。

2. 単位の移動プロセス

アメリカで高等教育機関間を学生が移動するときには生じる単位の移動プロセス (transfer of credit process) には、中等後機関、州政府、適格認定機関 (accrediting agencies) が重大な役割を果たしている。一言でいえば、次のようにまとめることができよう。転編入学する学生が前の機関で修得した単位が、当該機関の課程を履修した際に得られる単位と同等であるかは、受け入れ機関が決定する。州は、立法措置と規制をつうじて、そのプロセスに影響を及ぼす。適格認定機関は、単位の移動に関する全般的な指針を与える。質にかかわる一般的な指針を第一に与えるのも、適格認定機関である。

2.1 学生移動の背景

今日アメリカでは、複数の中等後機関で学んだ経験をもつ学生が少なくない。それは普通のことであって、例外ではない。具体的な数値を挙げよう。1995年から1996年に大学に入学した学生の40パーセントは、続く6年の間に少なくとも2つの



出典：Beginning Postsecondary Students Longitudinal Study: 1996-2001, U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics.

図1 転入学者の機関別類型
(初回の転編入学者のみ、1995～2002年)

機関で学修していた。これは連邦政府の教育省 (U.S. Department of Education) による調査であり、実際にはワシントンにある私たち全米学籍登録担当・アドミッションオフィサー協会 (American Association of Collegiate Registrars and Admissions Officers, AACRAO) の事務所で実施された。AACRAO は大学要覧 (catalog) と学生の成績証明書 (transcript) に目を通し、転編入学する学生への支援を提供する目的で手助けを行ってきた組織である。

この調査によると、2年制コミュニティ・カレッジ (community college) に入学した学生の多くが、いずれは4年制の学士課程に移る計画を立てていた。しかし、学生が移動する方向と方法はきわめて多様である。たとえばある学生は、2年制から4年制の機関に移り、そこから他の4年制の機関に移り、その後ある特定の技術が必要になって、今度はまた2年制の機関に入学し直すかもしれない。こうした学生は、アメリカでは新しい用語を用いて、「旋回型の学生」(swirling students) と呼ばれている。

そのうえアメリカには、ともかく流動性が相当に高いという文化的な伝統がある。生まれ育った町で、生涯暮らし続ける人は多くない。仕事、配偶者、その他の事情に応じて、あちらこちらへとかなり頻繁に移動する。1995年から2002年までの間に高等教育機関を移動した学生が、最初の転編入学時にどの種類の機関に移ったかを示す図1を見ると、その方向はさまざまで、必ずしも特定の種類の機関間の移動に限られているわけではないことがわかるであろう。

2.2 単位の移動プロセス

では、学生が他の高等教育機関に移るとき、単位の移動はどのように行なわれているのであろうか。まず学生は、転編入学先の受け入れ機関に成績証明書を提出する。この成績証明書は複数校からのもの (transcripts) になることが多いと考えておいたほうがよい。すでに複数の機関で高等教育を受け、さらにまた別の機関に移動する場合に、彼らはいくつもの成績証明書を提出して転編入学することになるからだ。

受け入れ機関はこうした成績証明書の内容を見きわめ、教育の質を査定する。たいていは、当該

機関が地域の適格認定団体による適格認定を受けているかどうかを見て、判断される。この方法は成績証明書を評価することにならない、と言う者もいる。しかし初めの段階で、最も一般的に試みられるのは、このやり方である。そのうえで、学生が前の機関で行なった学修の水準と内容を受け入れ機関のものと比較する。この点については、3章で詳しく述べることにしたい。

こうして、転編入学生がすでに行なった課程学習 (coursework) が、受け入れ機関の学位プログラム (degree program) に適用されうるかどうかが決まる。たとえば、英文学を専攻している学生が、エンジニアになる決心をしたとしよう。すでに英文学の科目を2年間履修しており、それを工学プログラムの一部として移動することを望んでいる。しかし、この場合にはうまくいかないであろう。これは見てすぐわかる例だが、判断に戸惑うような、あまり明白でない例も少なくない。そのために受け入れ機関が了解し、既修得単位の横断的な移動がなされるための制度が必要になる。さらにまた各機関において、この単位は認める、だがこの単位は認めない、というような交渉過程が生じる。

転編入学協定

このプロセスを効率化する助けとなるように、高等教育機関は自発的に転編入学協定 (transfer agreement) を結んでいる。その中には、単位を移動する際の判断基準が含まれる。現在、アメリカで行なわれている転編入学のための方法として、これがおそらく最善であろう。一般的に、こうした協定はおよそ半径50マイル (約80.5キロメートル: 記者注) 内で結ばれている。そこには州立大学1校と、私立大学が2校ないし3校、場合によってはコミュニティ・カレッジが4校くらい存在し、大半の学生は実際にはその範囲内で移動している。これらの機関がすべて転編入学協定に加わり、専攻分野を中心として委員会が設けられ、そうして内容が等しく、第一に同種の修了証書 (credential) をもつ教員によって教えられる授業科目 (courses) を定めて、同じ科目番号 (course number) を付けることを決定する。その結果として、学生が転編入学するときの既修得単位の移動プロセスは、ふつうはきわめて円滑に進む。すべての関係者が

互いに問題となる事柄を了解しているからである。

2.3 単位の移動実践— AACRAO の参照ガイド

距離がより離れている場合には、別の方法として、私の属する AACRAO が参照手引き (reference guide) を作成している。この参照手引きはオンラインでも、ハードコピーでも入手できる。AACRAO のウェブサイト (<http://www.aacrao.org/>) に接続すればこの手引きを見ることができよう。また、本稿で言及されている資料の多くもそこに掲載されている。

「指定教育機関による単位の移動実践」 (*Transfer Credit Practices of Designated Educational Institutions* (TCP)) と呼ばれるこの特別な参照手引きで、私たちが実施しようとしたのは以下のことである。まず、アメリカ国内の50州すべてに向いて、代表的な高等教育機関を2校ないし3校選んで訪問する。そのうち1校は旗艦大学、1校はコミュニティ・カレッジ、1校は私立の機関かもしれない。これらの高等教育機関に、その州の中で別の機関から移ってきた転編入学生の既修得単位をどのように取り扱っているかを、相手の機関ごとに報告してくれるように依頼する。そうして得られた情報をまとめて、私たちが報告する。

この手引きは、たとえばアメリカの南東の端に位置する機関が、西海岸から移ってきた学生の既修得単位を認めようとするときに役に立つ。教授陣は互いに面識がなく、双方の学校の間にはほとんど交流がない。相手の主張することはわかるが、事実を知ることはむずかしい。このようなときに私たちの手引きを参照して、「なるほど、カリフォルニア大学バークレー校 (University of California, Berkeley) がこの単位を認めているならば、われわれもそうすることにしよう」というふうに判断できるかもしれない。遠距離にある機関どうしの単位の移動には、この種のプロセスが用いられている。個別の授業科目ごとに広範囲にわたって調査するには、非常に経費がかかる。それよりもこの種のプロセスを利用したほうが効率的であろう。

3. 単位の認定方法

では、中等後教育機関は転編入学生の既修得単位を、実際どのように判断して自校の単位と認めるのであろうか。

3.1 受け入れ機関が考慮すべき問題

他の機関からの転編入学生がすでに修得している単位のうち、どの単位を認めるかを決定にあたって、受け入れ機関が考慮するのは次の点である。実際の手順として、受け入れ機関は最初に、送り出し機関がどの種類の適格認定を得ているかを見きわめる。先に述べたように、地域の適格認定であれば結構だとみなされる傾向がある。送り出し機関との間に、教育上の転編入学協定 (academic transfer agreement) が存在するかどうか、決定を下す際の手がかりとなる。そのうえで、課程学習 (coursework) の比較可能性 (comparability) が検討される。比較できるかどうかを越えて、適用できるかどうかさがさらに問われることになる。このような比較可能性と適用可能性の視点は、授業科目の互換性を高い水準で調べるときに、主要な判断基準になることが多い。しかし、既修得単位を認定するときの方針は、機関によってさまざまである。移動できる単位 (transferable credits) をどのように評価し、適用するのか。どの単位を認めるかという最終的な決定を誰が下すのか。そうした決定を、いつ学生に伝えるのか。

AACRAO の現職に就く前、コロラド大学のボーダー校 (University of Colorado, Boulder) に勤めていたときの私の経験を例として挙げよう。同校には毎学期、2万を超える数の転編入学願書が届いた。この数は、授業科目を個別に調べて単位認定を決めるという方法をとるには、一つの大学として可能な資源の範囲を超えている。そこで私たちは、次のように回答することにした。「あなたがたが入学を認められるまで、既修得単位に関する評価は行ないません」と。どのような措置が具体的にとられたかといえば、典型的な例では、コロラド大学に入学を希望する者は願書を提出し、入学が許され、大学に通い始めてから3か月、4か月、あるいは6か月経った後に、前の機関で履修した課程学習の中のどれだけの単位がコロラド大学に認められたかが学生に伝えられた。たしかにこれは良い状況とはいえない。学生が科目を選択するときに十分な情報が与えられないからである。だが、コロラド大学はこの種の現実的な決定をせざるをえなかったのだ。

今後アメリカでは、コロラド大学をはじめ高等

教育機関がこうした決定をより適切に行なうことを可能にする、新しいオンラインのツールが重要になる。この点については後述したい。ここでコロラド大学を例に引いたのは、個人的な経験からである。カリフォルニア大学ロサンゼルス校 (University of California, Los Angeles), カリフォルニア大学バークレー校, ミシガン大学アナーバー校 (University of Michigan, Ann Arbor) などには、これよりはるかに多い転編入学の願書が届くことが知られている。そうした大学では、なおさら複雑で手に負えない状況になっている。

3.2 アメリカの適格認定の変容

アメリカの適格認定 (accreditation) は、1960年代初頭に変化を遂げた。それは連邦政府が学生への財政支援の提供にかかわり始めたときである。連邦政府は、自発的に組織され、質を定着させる独自のプロセスを創り出していた適格認定機関に、次のように持ちかけることに決めた。「我々にとってあなたがたは重要です。どの学校が連邦の学生財政支援を受けられるか、それを決めるプロセスにあなたがたの適格認定を利用したい」と。これは、駱駝が鼻をテントに入れる (the camel gets his nose under the tent), という英語の格言の良い例であろう (砂漠を渡っていたアラブ人が夜の寒さのため懇願する駱駝に野営テントに鼻を入れることを許したところ、徐々に体全体を入れて結局は駱駝にテントを占領されてしまった、これより些細な状況の容認が止めがたい悪化を招くことの意味：訳者注)。

当時、学生支援に費やされていた連邦資金は小さな額であり、それについて誰もあまり深く考えなかった。しかし、この小さな一歩から起こったことと言えば、今では年に640億ドルを超える資金が学生支援のために投入されていることに気がつく。一方、高等教育機関の側でも在籍者数を維持するために、連邦のこの種の学生支援に依存する度合いが大きくなってきている。

適格認定の精神と組織は、初めは自発的な仲間どうしで構成するプロセスに基づいていたのだが、今では適格認定が、誰がどの資源を手に入れるかを統制しようとする政府の取り組みの一部を担っている。当然の流れとして、それは適格認定がまさに本質としているところを変容させている。そのうえ、高等教育を含む一連の新しい規則全体を、

連邦政府が起草することが可能になり始めている。これは、以前にはなし得なかったことである。今や連邦政府がそれを行ないという理論的根拠は、合衆国憲法の下で許されるという事実を求めるのではない。連邦政府は公費の適切な使用を規制し保証している、との理由をもって、認められるのである。

しかも連邦政府は、このプロセスで本題から逸れ、まさに転編入学の問題をめぐって重大な戦いが繰り返されている。どのように転編入学生に入学を許すべきか、どのように転編入学生の既修得単位を認めるべきか、その方法はつねに高等教育機関が決定する事柄であった。ところが、連邦政府が高等教育機関に横槍を入れようとしている。別の言い方をしよう。一方で、高等教育機関の関係者は次のように主張する。自分たちが授与する学位 (degree) と履修証書 (certificate) の質に責任を負うためには、誰を入学させ、以前に行なった学修のどれだけを既履修とみなして単位を与えるか、その選択を行なう権限が必要である。他方、連邦政府は、規制する正当な理由があると主張する。その内容については、本稿の終わり近くで触れることにしたい。

前述したように適格認定機関は、評価の基準を設け、訪問調査を実施して、中等後機関を評価する民営の教育協会である。アメリカには地域の適格認定機関が6つあり、国を6地域に分けて各々が特定の地域の高等教育機関に対する適格認定を行なっている。これに対して、約50ある全国的な適格認定機関は、工学技術、宗教といった多様な種類の専門的な機関や、看護や工学のようなプログラムの適格認定を行なっている。

このような適格認定を第一の尺度として、受け入れ機関は転編入学者が在籍していた機関 (institution) と課程学習 (coursework) の質を判断することが多い。これはすでに言及したことがあるが、ここではアメリカで実施された調査に基づいて、具体的な数値を挙げてみたい。アメリカの高等教育機関の84パーセントは、まず送り出し機関がどの適格認定を受けたかを考慮し、その後編入学者が履修した課程の質の決定に進む、という方針をとっている。これは連邦が目論んだ新しい規則の核心にかかわる部分であり、議会を通過していないが、つまるところその趣旨は次の点

にある。「あなたがた高等教育機関は、適格認定を利用してはならない。自ら定めた標準 (standards) と判断基準 (criteria) に基づいて、課程 (course) を一つずつ判定しなければならない。どの適格認定が行なわれたか、というような二次的な理論的根拠を用いることはできない」。

この問題について、アメリカでは訴訟が起こされてきた。地域の適格認定機関の1つが15年近く前に小さな私立のカレッジによって訴えられ、敗れた。それゆえ適格認定機関は、編入学者の既修得単位を認めるか否かを定める基準として、自らの適格認定が用いられることにきわめて慎重である。ところが、「法廷で争いたくないので、どうか使用しないでください」と適格認定機関自身が言明している事実にかかわらず、地域の適格認定機関の加盟会員であるかどうかを判断の基準として用いている高等教育機関は84パーセントに及ぶ。63パーセントはどの地域の適格認定機関でも許容できると答え、全国的な適格認定を認めるという回答は14パーセント、地域の適格認定と全国的な適格認定のどちらでも認めるという回答は11パーセントであった。このように、地域の適格認定を支持する明白な傾向が見て取れる。

訴訟時に適用される法律の視点は、適格認定機関はその加盟員からなるカルテル (cartel) で、それは取引の制限 (restraint of trade) にあたり、ある一定の学校が加盟することを許さないために取引の制限のやり方で危害を加えている、というものである。これはアメリカでは法外な金額になり得る。損害賠償の評決が下される可能性があり、そのときには3掛けが適用される。たぶんそれは適格認定機関を廃業に追い込むほどの金額になろう。ご覧のようにアメリカにはいろいろな緊張状態が生じており、今日は真実であったことが明日は真実でないかもしれない。というのは、こちらで訴訟が起こされ、あちらで立法行為がとられているからである。そのうえ問題の両側で、意見がさまざまに分かれている。

3.3 転編入学協定

先に述べたように、自発的に転編入学協定を結んでいる高等教育機関は、全体の69パーセントに達する。ふつうは地理的に50マイルぐらいの範囲内にあり、多数の学生を送り出している機関どう

しで協定が結ばれることが多い。むしろ例外はあるが、互いに面識があり理解している者どうしが話を先に進めて、協定という正式な形にすることが少なくない。たいていは、適切な教授陣と事務職員が委員会を組織し、課程の開発にあたって高等教育における知識や内容の絶えざる変化の跡を追う作業が行なわれる。転編入学協定にはこのように相当な献身が求められるし、課程や学位の変化する要件、あるいは新しい課程について情報を共有するために、機関間で定期的に継続して連絡を取り合う必要がある。しかし、こうした協定によって転編入学のプロセスがいつそう透明になり、より円滑に機能できるようになることも事実である。転編入学協定は、時には州法で義務づけられ、州立の機関によって促進されることもある。

3.4 課程学習の比較可能性

課程学習の比較可能性 (comparability of coursework) を判断するにあたって、高等教育機関は学生の成績証明書 (transcript) を精査する。それはさらにまた、次のような内容を含むかもしれない。送り出し機関は、図書館に適切な数の蔵書を有しているか。教授陣は、妥当かつ比較に値する等しい水準で専門教育を受けているか。授業科目 (course) は、受け入れ機関と同じ方法で順番に構成されているか。

受け入れ機関は個々の授業科目の特性を考慮に入れて、学生が目ざす専攻 (major) に既履修科目を適用できるかを検討する。多くの場合に、アメリカで我々が苦勞するのはこの作業である。個人は自分の将来の職業経路 (career path) を選択し、きわめて具体的ないくつかの授業科目を履修する。その後考えを変えて、異なる方向に進みたいと望むこともある。こうした場合に、「さて、あなたの最初の選択の結果はこうだ」と言う者がいる。その一方で、「ここでは融通を利かせて、人々が経歴ないし学修を新たに選択し、前進できるようにすることが社会の最善の利益になる」と言う者もいるであろう。もちろん、これが当てはまる事例もあるし、そうでない事例もある。将来、橋を架ける、あるいは手術で執刀することを目ざす者には、正しい順序で授業科目を履修し、その過程で寛大すぎないことが確実に望まれるであろう。他方で、既履修科目が十中八九完全に認められ、柔

軟性が関係者すべての最大の利益になるような状況もある。

高等教育機関が、個々の授業科目の特性を考慮に入れていることはすでに述べた。たとえば、それは機関間の課程の類似性である。大規模な州立大学は、非常に似通っていることが多い。それに対して、大規模な州立大学と特別なプログラムを専門に扱う小さな私立大学との間では、転編入学は容易には進まないであろう。高等教育機関の中には、過去に単位の移動を認めた授業科目の一覧を作成しているところもある。このような一覧は広く作成されるようになっており、それらのデータベースへの入力も始められている。そうすれば、コンピュータ処理により比較することが可能になり、はるかに高速度で単位の移動作業を行なうことができるようになるだろう。

どの授業科目が認められるかの決定には、ふつうは受け入れ機関の2つのグループが責任を負っている。典型的な場合、その一方は入学担当課 (admissions office) の行政職員グループである。アメリカの大学に置かれている入学担当課は、通例、第1年次 (freshman year) に履修される中核科目 (core courses) を受け持っている。そのため、一般教育要件 (general requirements) を満たすかどうかの判断は、行政的ないし事務的に決定されるであろう。しかし、その先に進むと特定の専門分野の学修が始まるために、その時点での専攻が何になろうと、判断はたいてい学部 (academic department) の決定権に委ねられる。担当委員会を設けるのか、それとも、その責を任じられた担当者が行なうのか、その手段は各学部が見出すことになるが、どの授業科目が当該学部の学位授与要件 (degree requirements) を満たすかを決定するのは、いずれにせよ教授陣である。

3.5 州の役割

単位の移動プロセスには、州も役割を果たしている。先に述べた AACRAO のウェブサイトでは “Transfer” と入力して検索すると、最初の検索結果の中に州の規則の一覧が現われる。さらにクリックすれば、アメリカの50州が転編入学に関する領域で、それぞれ実施しているプロセスと決定事項を詳しく知ることができる。

50州のうち法律を可決しているのは39州である。

これらの州では、公立のコミュニティ・カレッジと4年制大学が転編入学協定を設けることを求めており、法律によって単位の移動を容易にするための共通カリキュラム (common curricula) が公認されている。それ以外の州においても、数多くの他の取り組みがなされている。その中で最も広く知られた活動は、州内の公立機関に対する共通の授業番号化制度 (common course numbering system) であろう。フロリダ州は、州全体にわたって授業番号化制度を開発している。たとえば101番の哲学の授業はこういう特徴を有する、と教授陣と行政職員が一堂に会して合意する。この決定に異存がない州内のすべての機関は、これらの基準に賛同する。もっとも、これは州の権力 (state power) によるので、ほとんどすべて機関が署名するであろう。こうしてフロリダでは、公立の職業技術センター、コミュニティ・カレッジ、および大学で提供される同等の中等後教育の授業に関して、データベースが用意されている。これが大きな助けとなることは疑いない。このようなシステムが存在しない州では、個別に調査することになるからだ。

州による他の取り組みの例としては、全州的な委員会による単位の移動プロセスに対する監視、移動可能な授業の種類ないし授業群の同定、転編入学協定と同等の授業手引きによる公衆への情報公開、などが挙げられる。メリーランド州には、双方向オンライン (interactive online) の転編入学情報システム (ARTSYS, <http://artweb.usmd.edu/>) がある。学生はこれを用いて、機関間の授業の同等性を探り、自分の成績証明書を評価し、専攻を調べ、推奨される転編入学プログラムを詳しく検討することができる。

コロラド州は、州全体の転編入学方針 (state transfer policy) を定めている。これは、州立のコミュニティ・カレッジないし大学で履修された公認の一般教育授業 (general education courses) は、州内の2年制および4年制機関に転編入学したときに、37単位まで移動されることを保証するものである。コロラド州で働いた私の経験から言うと、この方針がすべての事例に適用されるわけではない。立法と現実はずいぶん和解除るとはかぎらない。しかし少なくとも、それを成し遂げようという努力が州によってなされている。

3.6 転編入学と単位の付与に関する共同声明

適格認定機関は、高等教育機関に対して定めた基準 (standards) をつうじて、転編入学と単位の認定プロセスを促進している。これは本質的には、適格認定機関が高等教育のために行なう、質に関する務め (quality work) である。高等教育機関はこの基準について相互に合意しており、それゆえに単位が受け入れられるか否かを定める際に用いるプロセスとして、適格認定が最も一般に容認されている。

さらに重要な基準として、「転編入学と単位の付与に関する共同声明」(Joint Statement on the Transfer and Award of Credit) がある。これは3つの全国的な協会、すなわち AACRAO、高等教育適格認定カウンシル (CHEA, Council for Higher Education Accreditation)、全米教育カウンシル (ACE, American Council on Education) によって起草、署名され、合意されたものである。これらの3つの協会には、転編入学と単位の付与に直接かわりをもつ高等教育機関が加盟している。CHEA はアメリカのすべての適格認定機関をいわば調整する組織であり、ACE はアメリカ高等教育を代表する、主要な政治運動団体として機能している。この共同声明もまた、AACRAO のウェブサイト上から入手できるであろう。

「転編入学と単位の付与に関する共同声明」が意図しているのは、あらゆる単位の評価に関する判定の基礎として役に立ち、転編入学と学生の受け入れ、および単位の付与に関係する方針を高等教育機関が作成し、見直すときの指針となることである。このような共同声明が必要とされた背景には、転編入学の方針と実践がいよいよ複雑さを増しているとの認識があった。それは部分的には、中等後教育の性質が変化してきたことに起因している。

この共同声明は、転編入学生の既修得単位を機関間で移動し認定するにあたって、次の3つが検討されるべきことを指摘している。

- 当該学生の学習経験 (learning experience) に関する教育の質、
- 受け入れ機関によって提供される学習経験と、当該学生の学習経験の性質 (nature)、内容 (content)、水準 (level) に関する比較可能性、
- 学生の教育目標という観点から、受け入れ機

関によって提供されるプログラムに対する、当該学生の学習経験の適応性 (appropriateness) と適用可能性 (applicability)。

さらに外国の機関で、また高等教育機関以外で行なわれる教育についても、この共同声明の中で言及されている。

「転編入学と単位の付与に関する共同声明」は、高等教育適格認定カウンスル (CHEA) による判断基準 (criteria) を2000年に追加し、改訂された。この最新版では、高等教育機関と適格認定機関が以下のことを行なう必要性が強調されている。

- 転編入学の判断が、送り出し機関の適格認定による情報源だけに基づくものではないことを確実にすること、
- 学生の在籍行動が変化し、高等教育の新たな提供機関が現われている状況において、転編入学の決定を下す際に考慮すべき理由が一貫して適用されることを再確認すること、
- 転編入学の方針について、学生と一般の人々に十分かつ正確に情報を与えることを確実にすること、
- 転編入学を運営する現行以外の方法に関して、それが学生の利益になるとときには、柔軟に対応できるよう考慮すること。

以上の内容をふまえて、転編入学の判断が送り出し機関の適格認定だけに基づくものではないことを、適格認定の基準に組み入れている適格認定機関もある。あるいは、そうした政策や見解の表明を行なっている適格認定機関も見受けられる。

4. 単位の移動プロセスによる効果

最後に、転編入学に向かう人々の流動的な態度に大きな影響を及ぼす、負の効果がいくつかあることを述べておきたい。そうした負の効果は、学生の学修の進捗を遅らせる可能性がある。また、費用負担という側面から教育の入手可能性 (affordability of education) にも影響する。教育が経済的に手に届くか否かは、今日アメリカで憂慮すべき重大な問題になっている。それは日本においても同様であろう。誰に対する経済的負担かと言えば、国か個人かということになる。上述したことはすべて、誰かが代価を支払うことによっで行なわれている。もし不必要に繰り返されるのであれば、それは明らかに良いこととはいえない。

卒業までの時間に影響するならば、それは学生にとって機会費用を意味する。職業に就くのが遅れるときには、費用という言葉の意味がたねに含まれる。

アメリカでは、1965年の高等教育法 (Higher Education Act) のもとに、連邦政府が毎年相当額を学生財政支援に投資している。その額は2004年に210億ドルに達した。これは実際のコストよりも少ない額であろう。貸付金 (loan) を含めると640億ドルを下らないはずである。まさに巨額と言ってよい。それゆえ、課程学習がむだに繰り返されるならば、追加の財務コストという結果になるかもしれない。英語の101番の授業を、不必要に二度履修しなければならない者がいる場合に、そのコストを負担するのは社会、政府、学生である。こうした事態は有益とは言えない。

他方、これには反対論もある。学生、とりわけ高等教育に進むために相当額を借り入れている学生が、あるプログラムに進み、好結果を出せず失敗して大学を去るとする。彼らは課程を修了していないにもかかわらず、貸付金は返済しなければならないという立場に置かれる。たとえ誰がその当事者になるにせよ、良い状況ではない。ここにも欠点がある。

さらに高等教育機関の立場からは、授与する修了証書 (credential) ないしは学位に関して、自身の評判を護る必要がある。これを統制することが許されない場合には、大学はその力を失い、弁明の責を負うことは相当むずかしい。

以上のように、転編入学と単位の移動に関しては、論点が両面にある。それでも、プロセス自身は重要である。アメリカの多様性という現実と、そこでのシステムの複雑さを考え合わせると、われわれは理にかなって成功してきたと考えられる。このシステムを通じて移動が可能になっている人々の数だけに注目しても、成功していると言ってよいであろう。

本稿は、大学評価・学位授与機構学位審査研究部主催のシンポジウム「ユニバーサル時代の学習履歴と学位」に(2007年3月27日)おける講演を論稿にまとめたものである。

(受稿日 平成20年7月29日)

(受理日 平成21年2月6日)

[ABSTRACT]

The Credit Transfer Process

Jerry SULLIVAN *, Translated by YOSHIKAWA Yumiko **

Each year, thousands of students transfer from one postsecondary institution to another. Because it may delay students' progress, the credit transfer process can affect the affordability of postsecondary education and the time it takes students to graduate. Postsecondary institutions, state governments, and accrediting agencies all play critical roles in the transfer process. As part of the transfer process, receiving institutions must decide whether the credits of incoming students are equivalent to those of their own course offerings. States can influence the transfer process through legislation and regulation, and accrediting agencies provide general guidelines regarding the transfer of credit.

When deciding which credits to accept from transfer students, receiving institutions consider the sending institution's type of accreditation, whether academic transfer agreements with the institution exist, and the comparability of coursework. However, institutions vary in how they evaluate and apply a student's transferable credits.

State legislation, statewide initiatives, and the accreditation standards that accrediting agencies set help facilitate the transfer of academic credits from one postsecondary institution to another. Among other things, states support the establishment of statewide transfer agreements, common core curricula, and common course numbering systems. Accrediting agencies facilitate the transfer process through the standards they set. Accrediting agencies generally adhere to the principle that institutions should not accept or deny transfer credit exclusively on the basis of a sending institution's type of accreditation.

This paper examines how postsecondary education institutions decide which credits to accept for transfer and how states and accrediting agencies facilitate the credit transfer process.

* Executive Director, American Association of Collegiate Registrars and Admissions Officers (AACRAO)

** Professor, Department of Assessment and Research for Degree Awarding, National Institution for Academic Degrees and University Evaluation